

情報最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ

高齢年金受給者に源泉徴収票を送付しています

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、老齢年金の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成25年中に老齢年金を受け取られている方全員に源泉徴収票を平成26年1月中旬から下旬にかけて順次発送しています。年金以外にほかの収入があ

り、税務署で確定申告する場
合や、源泉徴収された所得税
の還付を受ける場合は、源泉
徴収票の添付が必要です。

源泉徴収票を紛失した場合
は再交付ができますので、最
寄りの年金事務所、ねんきん
ダイヤルへお申し出ください。
※障害年金、遺族年金は非課
税ですので、源泉徴収票は
送付しません。

- 問合せ
○新居浜年金事務所
TEL0897-35-1445
- ねんきんダイヤル
TEL0570-05-1165

国民年金保険料の納付方法
「2年前納(口座振替)」が
始まります

平成26年4月末口座振替分
から今までより大きな割引額
の「2年前納」が始まります。

■2年前納のメリット
○2年間で1万4千円程度の
割引

○2年前納の全額がその年の
社会保険料控除額の対象
※2年前納が可能なのは口座
振替のみです。

- 申込期限 毎年2月末
- 問合せ
○新居浜年金事務所
TEL0897-35-1362

宝くじの助成金で
整備しました

(財)自治総合センターが宝く
じの社会貢献広報事業として
行っているコミュニティ助成
事業の助成を受けて、船屋連
合自治会の放送塔が増設され
ました。今後、さらにコミュ
ニティ活動の活性化が期待さ
れます。

- 問合せ
市庁舎本館市民生活課
市民協働推進係
TEL0897-52-1462



▲整備された船屋連合自治会の放送塔

確定申告書は
自分で作成してお早めに!

■所得税および復興特別所得
税の確定申告と納税

平成25年分所得税および復
興特別所得税の確定申告にお
ける税務署での相談、申告書
の受付・納税は、2月17日(月)
から3月17日(月)です。還付申
告書は1月から提出できます。

■消費税および地方消費税の
確定申告(個人事業者)

平成25年分の個人事業者の
消費税および地方消費税の申
告と納税は、2月17日(月)から
3月31日(月)までです。

■贈与税の申告はe-Taxで

国税局・税務署では、納税
者の利便性の向上と事務の効
率化を図るため、平成24年分
から贈与税の申告についても
e-Taxを導入しました。

これで贈与税の申告書や各
種届出書等を国税庁ホームペ
ージ「確定申告書等作成コー
ナー」で作成し、e-Tax
で送信(申告)できます。

e-Taxでは、パソコン
の画面案内に従い金額等を入
力することで、税額等が自動
計算され、申告書等が作成で
きますのでご利用ください。

利用に当たっては、住民基
本台帳カード(住基カード)
等の取得が必要となります。

※「住民基本台帳カード」の
電子証明書は、発行の日か
ら3年間有効です。

■問合せ 伊予西条税務署
個人課税部門
TEL0897-56-3290

※自動音声に従い、「2」番
を選択してください。

※国税庁ホームページ
URL <http://www.nta.go.jp>

2月の市税について

20日(木) 市県民税第4期分、
国民健康保険税第7期分の
督促状の発送

28日(金) 国民健康保険税第8
期分の納期限

※督促状1通につき100円
の督促手数料をいただきま
す。

※口座振替をご利用の方は、
納期限日の預金残高にご注
意ください。